

笠間市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

[脚注] 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%減算 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇/100

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	1211 訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39	1日につき
A2	1212 訪問型独自サービス12日割		2349 単位 日割の場合	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		3727 単位 日割の場合	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21		287 単位 日割の場合	287	1日につき
A2	2511 訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2	2621 訪問型独自サービス23		(2)生活援助が中心である場合	179 単位	179
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	220 単位	220
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■ … 変更

■ … 追加

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	59 単位	59	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	119 単位	119	1日につき	
A6 1113	通所型独自サービス21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	436	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で9回まで 447 単位	447	1回につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	日割の場合	36 単位減算	-36	1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21			事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11			事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援1	36 単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21			事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	ハ 生活機能向上グループ活動加算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1回につき
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3	事業所が行わない場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	94 単位減算	-94	1回につき
A6 5612	通所型独自送迎減算			事業対象者・要支援2	47 単位減算	-47	1回につき
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1回につき	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	1回につき	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	1回につき	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	1回につき	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	1回につき	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	1回につき	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位加算	88	1回につき	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176 単位加算	176	1回につき	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	72 単位加算	72	1回につき	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	144 単位加算	144	1回につき	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	24 単位加算	24	1回につき	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	48 単位加算	48	1回につき	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算Ⅰ	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	1回につき	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	1回につき	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	1回につき	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 111/1000 加算			
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 99/1000 加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 83/1000 加算			
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12	利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 105/1000 加算			
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621 単位	× 70%	2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	× 70%	305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で9回まで 447 単位		313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621 単位	× 70%	2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	× 70%	305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で9回まで 447 単位		313	1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■ … 変更

■ … 追加